

岩手中部水道企業団郵便入札実施要領

(目的)

第1 この要領は、岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事、建設関連業務及び役務の提供等の契約に係る競争入札を郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 郵便入札の対象は、競争入札に付するもののうち、企業長が必要と認めたものとする。

(入札書の郵送方法等)

第3 郵便入札の参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）に示す宛先に一般書留又は簡易書留で郵送しなければならない。

2 前項の規定により入札書を郵送する場合は、入札書を中封筒に入れて封かんし、入札件名、参加者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、郵送用の表封筒に入れなければならない。この場合において、入札公告等に工事費内訳書又は業務委託費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出が求められているときは、その内訳書を中封筒に同封するものとする。

3 郵便入札にかかる郵送料は入札参加者の負担とする。

4 郵便入札の参加者は、送付した入札書及び内訳書（以下「入札書等」という。）について引換え若しくは変更又は撤回することができない。

(入札書等の提出期限)

第4 入札書の提出期限は、入札公告等において示すとおりとする。

(入札書の開札等)

第5 郵便入札の開札は、入札公告等において示した日時及び場所において、行うものとする。

2 当該郵便入札の参加者又はその代理人のうち、開札会場に出席を希望する者（以下「入札立会人」という。）は、開札に立会うことができる。ただし、社会情勢等を考慮し、開札に立会うことが適当ではないと契約担当者が認める場合は、立会うことができない。

3 前項の入札立会人がいないときは、当該入札事務執行者以外の企業団職員を立会わせるものとする。

4 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、当該入札者が当該入札の入札立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加をしていない場合は、前項の職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(再度入札)

第6 予定価格を事前公表しない案件に限り、1回目の入札において予定価格の制限の範囲内での入札が無いときは、1回を限度とし、再度入札を行うことができる。

(入札の延期、中止)

第7 企業長は、必要があると認めるときは、理由を示した上で入札の延期又は中止をすることができる。郵便入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速かに当該入札書等を参加者に返却するものとする。

(入札の無効)

第8 郵便入札の執行について、入札心得に規定するもののほか、郵便による入札書等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

- (1) 一般書留又は簡易書留以外の方法で入札書を提出した場合
- (2) 入札書等が入札公告等に記載した到着期限を過ぎて到着した場合
- (3) 中封筒、入札書等に記載された件名が誤っている場合
- (4) 企業団に使用する印鑑として登録した代表者印（委任先を登録している場合は、使用する印鑑として登録した委任先の代表者印）で中封筒に封印をしていない場合
- (5) 入札書等の日付が開札日と異なる場合
- (6) 入札書等に代理人の記載及び押印がある場合
- (7) 1通の中封筒に複数案件の入札書等を入れた場合

(入札結果の通知)

第9 落札者を決定したときは、速かに当該落札者に落札決定の通知を行うものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に企業長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年8月6日から施行する。